

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	動物の愛護及び管理に関する法律			法令番号	昭和48年法律第105号		
手続名	特定動物の飼養又は保管の許可			根拠条項	第25条の2、第26条		
審査基準	<p>根拠条項</p> <p>動物の愛護及び管理に関する法律</p> <p>第二十五条の二 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物（その動物が交雑することにより生じた動物を含む。以下「特定動物」という。）は、飼養又は保管をしてはならない。ただし、次条第一項の許可（第二十八条第一項の規定による変更の許可があつたときは、その変更後のもの）を受けてその許可に係る飼養又は保管をする場合、診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいう。）において獣医師が診療のために特定動物の飼養又は保管をする場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>第二十六条 動物園その他これに類する施設における展示その他の環境省令で定める目的で特定動物の飼養又は保管を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設（以下この節において「特定飼養施設」という。）の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に環境省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 二 特定動物の種類及び数 三 飼養又は保管の目的 四 特定飼養施設の所在地 五 特定飼養施設の構造及び規模 六 特定動物の飼養又は保管の方法 七 特定動物の飼養又は保管が困難になった場合における措置に関する事項 八 その他環境省令で定める事項</p> <p>審査基準</p> <p>動物の愛護及び管理に関する法律 第二十七条（許可の基準）</p> <p>動物の愛護及び管理に関する法律施行規則 第一七条（許可の基準）</p>						
	受付機関	保健福祉事務所	処理機関	保健福祉事務所	交付機関	保健福祉事務所	標準処理期間 15日 標準経由期間 7日